

群馬県大学図書館協議会会報

からっ風通信

2015
第34号

発行—2015年9月1日

<http://gdtk.lib.gunma-u.ac.jp>

編集—群馬県大学図書館協議会「会報」編集委員会 前橋市荒牧町4-2 (群馬大学総合情報メディアセンター内) TEL.027-220-7175



高崎経済大学

Takasaki City University of Economics

CONTENTS

■ 研究会報告 平成26年度第2回大学図書館研究会	2
■ トピックス	6
■ 編集後記	6

研究会報告

大学図書館研究会・群馬県図書館協会専門研修 (群馬県大学図書館協議会・群馬県図書館協会 共催)

○平成26年度第2回

テーマ:「図書館による情報発信と著作権」

日時: 平成27年3月17日(火) 14時00分～16時00分

場所: 群馬大学総合情報メディアセンター中央図書館 ラーニングコモンズ

参加者: 47名(大学図書館23名、公立図書館18名、高校図書館6名)

講演:「図書館による情報発信と著作権」

独立行政法人 日本芸術文化振興会 基金部長

国立教育政策研究所フェロー 大和 淳 氏

【概要】図書館は著作物の宝庫であり、学生・研究者や地域住民に対してそれらを提供することにより学術や生涯学習の推進に貢献する役割を担っている。他方、デジタル化、ネットワーク化の急速な進展により、社会のあらゆる場面でのコンテンツの利用態様が変化してきている。例えば電子書籍や電子ジャーナルの普及に伴って文献等の新たな提供方法が生まれ、また、大学独自の情報発信方法として機関リポジトリの取組も進んでいる。このような新たに便利な技術が開発されるとき、それが著作権とどのような関係が生じるのか。応用問題を解くために必要な基礎的な知識や考え方は何かについて考える。



(会場:群馬大学)



(大和講師)



(末松大学図書館協議会長)



(講義風景)



(質疑応答)

参加者の意見等

「わかりやすかった」「著作権のことは関心があったので聞けてよかった」などの意見が多く聞かれた。大学図書館からの参加者は「リポジトリにおける著作権の説明や、公衆送信権について、大変参考になった」との感想が多かったが、一方で「テーマを絞ったほうが良かった」「情報発信に関しては大学図書館寄りのお話がほとんどだったので、公共図書館に関係するお話もう少し聞きたかった」という感想を持った方も複数あった。

図書館による情報発信と著作権

平成26年度第2回大学図書館研究会・群馬県図書館協会専門研修
平成27年3月17日
於・群馬大学総合情報メディアセンター中央図書館



大和 淳
独立行政法人日本芸術文化振興会基金部長
国立教育政策研究所フェロー

1

市町村行政部門の広報係・文書館・市史編纂室等や大学の広報部門からの情報発信と図書館からの情報発信の棲み分けはどのように行うことが適しているか。

・市町村行政部門(広報、文書館、市史編纂等)・・・公共図書館
・学校(広報部門)・・・大学図書館、学校図書館

2

過去の出版物や写真・映像等を記録・公開等する場合において、行政部門等と図書館では公開方法(ホームページ、リポジトリ)によって、著作権法上の取扱いに差があるか。

3

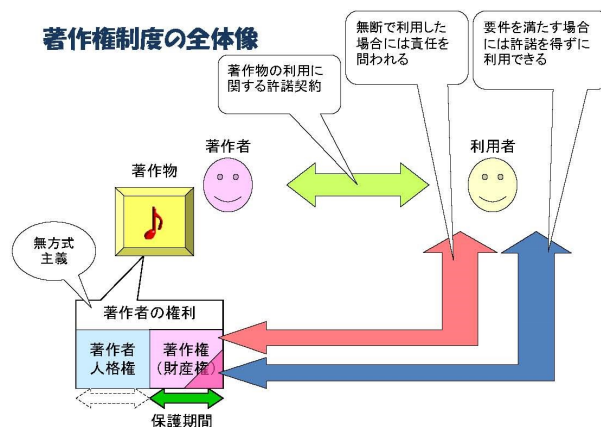
「卒業論文」や「修士論文」で複数の著者により執筆されたものについて、その論文の著者のうちの一人が第三者へ譲渡(就職先への提出など)するために複写を希望した場合、その他の著者から許諾を得る必要はあるか。
また、第三者に譲渡するためではなく、著者本人が所持するために複写を必要とする場合も、他の著者から許諾が必要か。

4

リポジトリで公開するときは、印刷物の場合よりも特に図表の引用の取扱いが難しいと聞いたことがある。
印刷物の場合は、正しい引用の範囲内で、出典の記載等にも問題がなければ著作権者に無許可で使用できると思うが、インターネットを通じて発信する場合は、「図表の著作権者に個別に許諾を得る必要がある」との意見と、「印刷物と同様である」との意見があるようなので、どう考えればよいか。

5

著作権制度の全体像



6

最近の著作権法改正

- 平成20年 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定による改正（障害により教科書を使用することが困難な児童・生徒のために必要な方法により複製することを許諾なく行えるように（33条の2））
- 平成21年 国立国会図書館資料の電子化（31条2項）、ネットオークション（47条の2）、検索エンジンサービス（47条の6）、情報解析（47条の7）等の例外規定の整備、裁定制度の拡充、ダウンロード違法化
「国立国会図書館法」の改正による改正（インターネット資料の保存（42条の4））
- 平成23年 「不正競争防止法」の改正による改正（アクセスコントロール回避装置の規制）
- 平成24年 日本版フェアユース（30条の2、30条の3、30条の4）、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信（31条3項）、公文書管理法に基づく利用（42条の3）、違法ダウンロードの罰則化等
- 平成26年 電子書籍に係る出版権、視聴覚的実演に関する北京条約により保護を受ける実演の規定

7

「著作者の権利」

著作者人格権

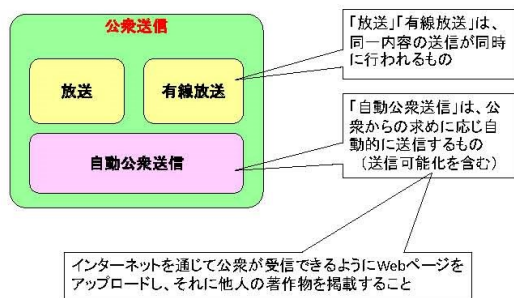
公表権
氏名表示権
同一性保持権

著作権（財産権）

複製権
頒布権
上演権・演奏権
譲渡権
上映権
貸与権
公衆送信権・送信可能化権
翻訳権・翻案権
口述権
二次的著作物利用権
展示権

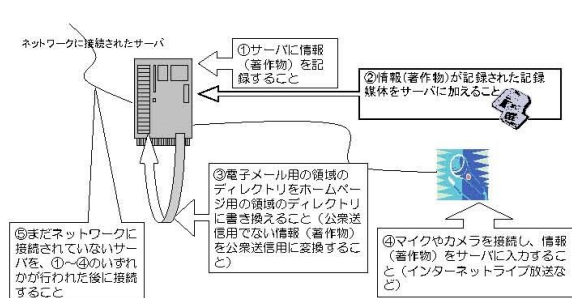
8

「公衆送信権」とは？



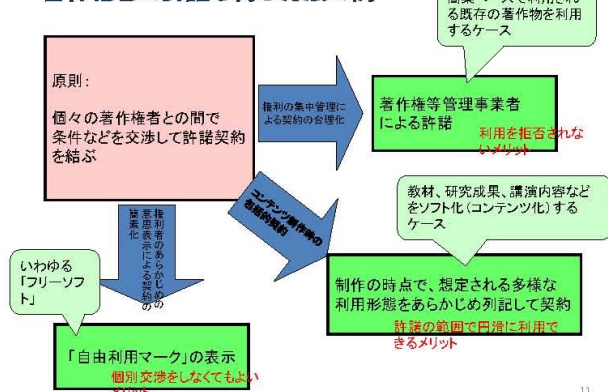
9

「送信可能化」とは？



10

著作権者の許諾を得る方法の例



11

（複製権）
第二十一条 著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。
（公衆送信権等）
第二十三条 著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む）を行う権利を専有する。
2 著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

12

トピックス

「学生の時に読みたい100冊の本」リニューアル版発行-育英短期大学図書館

2011年12月に刊行した冊子『学生の時に読みたい100冊の本』のリニューアル版を2015年3月に発行し、全学生と教職員に配布しました。

教職員と学生から、学生に読んでもらいたい本の推薦コメントを募集し、図書・紀要委員会で選定したものを12項目にジャンル分けして掲載しています。今回は、前回とはなかった絵本や漫画なども含まれており、より親しみやすい内容になっています。また、表紙と挿絵は、図書館で表紙・挿絵イラストの募集企画を行い、採用となった3人の学生の作品を使用しています。

この冊子に掲載されている本は、すぐ手に取れるよう特設コーナーに配架し、当館のホームページ上でもブックリストを公開しています。

この冊子をきっかけに、学生に本について知ってもらい、1冊でも多く読んで、読書習慣を身につけてもらいたいと思います。



ビブリオバトルについて-共愛学園前橋国際大学図書館

2015年7月9日、共愛学園前橋国際大学図書館にてビブリオバトルを開催いたしました。

テーマはフリーということで、古典的な名作マンガや最近のマンガ、小説や新しい分野に関するもの等、様々な図書が紹介されました。

バトラー(図書の紹介者)も、何回も紹介してくれている学生、初めて参加する学生、そして先生方もいらっしゃるという、バリエーション豊かなバトルになりました。バトル終了後は交流会が行われ、まさにビブリオバトルのテーマである「本を通して人を知る 人を通して本を知る」楽しい会となりました。

本学図書館でのビブリオバトルの開催は2013年に学生の発案でスタートし、今回で10回目となります。当時、学生は本学の図書館ボランティア加入をきっかけに、本について学ぼうという思いから色々なことを調べ、ビブリオバトルのことを知ったそうです。「実際にこのイベントに関わると、企画の段階でいかに工夫を取り入れるかを色々と考えることになり、実施の段階では多くの人と関わることになる。」「本を通して人を知る」と同時に「自分を知る」ことができていると感じる。」と話してくれました。今後は、本を通して場をプロデュースできるような活動を続け、本や人との出会いを創っていったら、と考えているとのことでした。

ビブリオバトルを開催していて残念なのは、書評ゲームと聞くとどうしても尻込みをしてしまう学生が多く、なかなか参加者が増えていかないことです。ビブリオバトルは楽しいイベントである、ということを広く知ってもらえるような活動を続けていきたいと考えております。



編集後記

今年度より、Web版のみの発行となりました。編集も校正も編集委員で行った手作り版です。デザインやレイアウトで今までより見劣りする点もあるかと思いますが、ページ数等、自由度も増えました。皆様にご意見をいただき、会報をよりよいものにしてゆきたいと思います。「からっ風通信」を今後ともよろしくお願いいたします。